

平成27年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成27年5月22日(金)

中央合同庁舎8号館1階講堂

内閣府犯罪被害者対策推進室 及川参事官

ただいま御紹介にあずかりました内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官の及川でございます。

私からは、現在、政府で検討を進めております第3次の犯罪被害者等基本計画の策定その他についてお話をしたいと思います。

現在、政府では、第2次基本計画にのっとり施策を推進しておりますけれども、第2次の計画は本年が最終年度でございますので、来年度からの新たな計画の策定に向けての検討を行っているところです。

お配りしております資料は、スライドと同じものですので、見やすいほうをご覧くださいければと思います。

まず、基本計画策定のスケジュールを簡単に御説明したいと思います。(スライド2、3を参照)

既に議論は始まっております。現在は、専門委員等会議、正式名称は「基本計画策定・推進専門委員等会議」と申しますけれども、こちらの会議で議論をしております。専門委員等会議は、有識者と関係省庁の局長級の職員から構成されている会議でございます。ここには書いておりませんが、この議論を始めるに当たりまして、昨年8月から10月にかけて、広く国民の皆様から第3次計画に盛り込むべき事項についての御要望と御意見を募集いたしました。一部、地方公共団体からも御提出いただいたと承知しております。

また、そのような一般からの意見募集とともに、犯罪被害者団体、被害者支援団体からのヒアリングも実施いたしました。その要望・意見を踏まえまして論点を整理し、その論点について議論をしているところでございます。

論点については後でまた御説明をしますが、スケジュールといたしましては、5月の会議まで一通りの論点の検討を終えます。そして、6月からは、具体的な計画案の骨子、案文ということになりますけれども、そちらの検討に入る予定です。6月、7月とそのような検討を行いまして、9月の専門委員等会議でパブコメ用の計画案の骨子を確定する予定にしております。そして、10月に犯罪被害者等施策推進会議を開催いたします。こちらの犯罪被害者等施策推進会議は専門委員等会議の親会議に当たる会議で、官房長官を会長といたしまして関係閣僚と有識者から構成されています。こちらの推進会議でパブリックコメント用の計画案骨子を決定いたします。そして、パブリックコメントを実施する予定にしております。パブリックコメントの実施は皆様にも適宜の方法でお知らせしたいと思っておりますけれども、是非とも御意見をお寄せいただければと考えているところ

です。

そして、パブリックコメント終了後、来年ということになりますけれども、1月に基本計画策定・推進専門委員等会議を開催する予定でございます。そして、3月の犯罪被害者等施策推進会議におきまして、第3次の犯罪被害者等基本計画の案を決定する予定でございます。そして、同じ3月中に閣議を開催いたしまして、第3次犯罪被害者等基本計画を閣議決定する、今のところ、こういうスケジュールを考えているところでございます。

会議の経過等につきましては、これまでもメールマガジン等でもお知らせしているところで、今後もお知らせしていきたいと思っておりますけれども、内閣府のホームページにも会議の状況が詳しく載っておりますので、是非ともご覧いただければと思っております。

では、中身の話でございます。第3次の基本計画の論点(スライド4参照)ということで御説明いたします。

一応、今のところ、このような8つの論点についての議論をしているところでございます。ただし、これらは第3次基本計画に盛り込むべき事項を全て網羅したものではございません。第3次の計画は、2次計画における施策を引き継ぐようなものもございまして、それらにつきましては、まず、担当の府省庁で検討をしているということです。特に重要だと思われる分野、そして、これまで余り議論がされていなかった分野で、会議の中で御検討いただくことが適当と思われるものを論点としてピックアップしたということです。

そして、第3次犯罪被害者等基本計画の論点中、1から5までについては、既に4月までの会議で議論が一応終了しているものでございます。次回5月26日に予定されております会議で6から8までの論点について議論をする予定にしております。

そして、既に議論が終わった中で、まず1ですけれども、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進というテーマがございました。地方公共団体における被害者支援の充実促進というのは、まさに本日、会議に御出席の皆さんにダイレクトに関係するところで、また、地方公共団体におかれましては、日ごろから犯罪被害者等を支える機運の醸成ということで広報・啓発活動にも取り組んでいただいていると承知いたしておりますので、この論点1と2につきまして会議でどのような議論があったかという点をもう少し詳しく御説明させていただきます。(スライド5、6参照)

詳細はホームページもご覧いただければと思っております。3月の会議でございますので、既に議事録もアップされておりますので、本日は概要ということで御説明をいたします。

まず、会議の方では、現行の第2次計画で地方公共団体における被害者施策の充実促進についての施策を主に担当しております内閣府から、現状と、今後、内閣府として考えている方針について御説明をさせていただいたところでございます。

ただ、内閣府として考えている方針ということでございますが、来年度から警察庁に業務が移管される予定でございますので、実際には警察庁で実施していただくことになるのかなと考えているところでございます。

その会議におきまして内閣府のほうで今後の方針という形で御説明いたしましたのがこちらの(1)から(5)まででございます。

まず(1)は総合的対応窓口の設置促進ということでございます。後でもまた数字を御説明いたしますけれども、市町村レベルでの総合的対応窓口の設置促進ということが、まず1つ、テーマとしてあるところでございます。

(2)の総合的窓口の充実促進でございます。こちらは(1)とも関連いたしますけれども、総合的対応窓口について、窓口を全ての市区町村につくるというだけではなくて、その窓口機能の充実促進といったものでございます。被害者へ適切に対応できるようにその機能を充実させるということを促進していくという方向性です。

そして、この(2)では、市町村レベルでの窓口の機能の充実促進だけではなくて、政令指定都市内の区役所における対応のスキルアップについても考えているところです。政令指定都市の場合、各区役所において、現状、犯罪被害者のための総合的対応窓口はないだろうと承知しております。内閣府といたしましても、政令指定都市の各区役所内におきまして、それぞれ総合的対応窓口をつくってくださいという話は少し細か過ぎるのではないかと考えているところでございまして、窓口の設置を求めるとのことまでは考えていないところでございます。しかし、実際には、区役所の窓口で相談者がおいでになることもあると思われまますので、そういった場合には、例えば政令市の窓口で適切につないでいただくとか、そういうことができるように対応スキルの充実を促進するというところでございます。そういった窓口機能の充実のために内閣府といたしましては様々な情報発信をしたり、研修を行っていききたいと考えている次第でございます。

(3)でございますが、総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進でございます。こちらは、各地の犯罪被害者支援に関する条例ですとか、計画の策定状況などについて内閣府として適切に情報提供を行って、皆さんの総合的かつ計画的な犯罪被害者支援のお役に立てればと考えているところでございます。

それから、(4)でございます。これまで余り注目されていなかったかなと考えております。社会福祉士の方ですとか臨床心理士などのいわゆる専門職の方々を地方公共団体で活用していただく、あるいはそういった専門職の方々と連携していただくということの促進でございます。現状、一部の地方公共団体では、こういった専門職の方々を採用して、様々な分野で御活躍いただいていると思います。しかし、被害者支援の分野については、まだまだそういう専門職の活用が十分ではないのではないかとと思われるところです。ですので、内閣府といたしましても、そのような活用促進、あるいはそういう専門職の職能団体などとの連携を促進していく。そのための取組をしていききたいと考えております。

それから、(5)でございます。地方公共団体間の連携・協力の促進ということでございます。各都道府県内における管下市区町村間の連携もそうですけれども、都道府県をまたいだ連携も重要であろうと思っております。そういった連携のための情報発信も内閣府で考えていききたいと思っております。

続きまして、機運の醸成の関係でございます。こちらも同様に、会議で内閣府から現状と今後の方針を御説明いたしました。まず(1)ですが、簡単に申し上げますと、犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発ということで、第3次計画下におきましても犯罪被害者週間というものをやっていくということです。

それから、(2)ですけれども、犯罪被害者支援にかかわりの深い者に対する積極的な広報啓発でございます。医療ですとか福祉、教育、あるいは法曹界といった方々の協力を得て、そういう専門の方々への積極的な広報啓発活動をしていこうというものでございます。

(3)は一般国民の方々への広報啓発ということでございます。また、いろいろなところの御協力をいただきながら効果的な広報啓発活動を考えていきたいということです。

(4)ですが、民間部門との協働ということです。民間団体が実施されず犯罪被害者関係のイベントへの協力、あるいは、例えばこちらのほうから一般の企業等に働きかけをして、被害者支援の広報に何らかの御協力をいただくということで考えているところでございます。

また、これらにつきましては、詳しくは内閣府のホームページをご覧くださいと思っております。

続きまして、地方公共団体の被害者支援体制につきまして幾つかお話をさせていただきます。(スライド7、8参照)

皆様、御存じだと思いますけれども、犯罪被害者等基本法5条に地方公共団体の責務が規定されてます。これを踏まえまして、第2次基本計画では地方公共団体関連の施策も幾つか記載されているところでございます。それらは内閣府が地方公共団体の皆様に要請をする、お願いをするという形になっているところでありまして、本日もそういうお願いをさせていただいているわけでございます。その関連でいろいろな調査なども行っておりますので、それらを御紹介していきたいと思っております。

まず、施策主管課と総合的対応窓口についてです。先ほども総合的対応窓口の話を行いましたけれども、施策主管課の確定と総合的対応窓口の設置を市区町村レベルでお願いしているところでございます。

こちらの数字でございますけれども、最新の数字です。平成27年4月1日現在の速報値で確認中であり、まだ確定値ではございませんので、取り扱いには少し注意していただければと思っております。

まず、施策主管課の確定状況でございます。(スライド9、10参照)

一番下の部分です。1,710市区町村で、99.4%、前年から1.2ポイントの上昇でございます。99.4%となりますと、確定していないのはどこかというのが逆に目立つことになるわけですが、一応こんな感じで地方公共団体ごとに表示しております。もしかしたら、お手元にお配りしているもののほうが見やすいかもしれませんけれども、濃い緑色が100%、黄緑が90%以上、黄色が80%以上です。この中で少し目立つのが東京都の88.7%という数

字でございます。

それから、総合的対応窓口の設置状況でございます。(スライド11、12参照)

こちらをご覧くださいますと、一番下、1,549市区町村、前年から9.3ポイントのアップで90%という数字になったところでございます。ようやく90%まで来たのかなとも見られるかなと思っております。

こちらでも都道府県別の数字をご覧くださいたいと思っております。一番濃い紺色の記載が既に100%というところがございます。東北のほうが100%に達していないところが若干多いかなとも見てとれるわけですが、これは様々な事情があたりになるだろうと思っております。また、関東近郊、それから岐阜とかそういったあたりで薄い色が目立つ形になっています。我々としみしても、あと10%ぐらいで100%となりますので、早く達成したいなと思っております。一応、第3次計画でも窓口の設置促進というようには挙げておりますけれども、できれば第2次計画の中で100%達成ができればと思っております。もちろん、窓口を設置するだけではなくて、実際に市民の皆さんに使いやすい窓口機能の充実ということも今後の課題です。

ちなみに、こちらは、昨年、平成26年4月1日の総合的対応窓口の設置状況でございます。(スライド13参照)一応、御参考までに載せさせていただいております。昨年からの今年にかけての推移がわかります。

次は、条例制定や計画指針策定等についてでございます。(スライド14参照)条例制定の促進自体は第2次基本計画には書いてありません。条例は地方議会で策定いただくものだと思いますので、地方自治の尊重という観点で、ということですが、皆さんのお役に立つように、こういった数などは調べさせていただいているところです。数字はご覧いただいているとおりです。また、どこが条例を制定しているのかというような情報は、もちろん我々のほうで承知していますので、御質問等ございましたら、是非ともお問い合わせをいただければと思います。

また、3次計画下におきましては、こういう条例関係の情報も適切に発信していきたいと考えています。

続きまして、見舞金制度でございます。こちらにつきましては、2次計画の中で、内閣府で地方公共団体に見舞金の制度や貸付金の制度の導入を要請するとなっております。(スライド15、16参照)

この見舞金制度とは、別に公的な機関からお金が出るものとしたしまして、国の制度として犯罪被害給付制度がございます。こちらは金額は大きいけれども、その審査にある程度時間がかかります。ですので、被害者にとって身近にある地方公共団体に独自の応急的な経済的支援策というのでしょうか、そういった形で見舞金や貸付金の制度を整備していただくように要請しているところです。犯罪被害に遭うと、思いもよらなかったお金が被害直後からかかるということが結構ございます。そういった場合に応急的に見舞金の制度などがあると、市民の皆さんにとっても非常に安心かなと思っております。

こちらは導入の状況でございます。条例とかの制定状況に比べるとかなり少ないかなと思います。やはりお金の問題ですので、財政的にちょっと厳しいのではないかという反応があるのかなとも思っておりますけれども、実際に見舞金制度等を導入されているところであっても、例えば死亡の場合に御遺族に30万円、全治1カ月以上の傷害の場合に10万円というような金額であることが多いと承知しております。殺人事件ですとか傷害事件が各地域でどれくらい起こっているかによってどれくらいの数を支給しなければいけないのかというのは変わってくるものですが、参考にしていただいたらいいのではないかと思います。それほど大きな金額ではないのではないかと考えます。

続きまして、中長期的な居住場所の確保です。(スライド17、18参照)

2次計画では、これまた内閣府から各地方公共団体に啓発・情報提供を行うという規定になっているところがございます。中長期的な居住場所の確保というのは、端的に言いますと、公営住宅の優先入居とか、そのようなことを言っているところです。

では、その公営住宅等への入居に際しての配慮が全国でどのくらい行われているかというのがこちらです。都道府県、政令指定都市の数字はほとんど変わっておりませんが、市区町村のほうで少し配慮するようになったところが増加しました。そして、具体的にどのような配慮がされているのかというのがこちらです。(スライド19参照)例えば、抽せんによらずに入居できるようになっているとか、要件緩和、抽せん倍率の優遇、そのほかの配慮の内容もあると承知しております。地方公共団体によっては複数の制度の運用もあるところです。もちろん、公営住宅の空き具合とか、地方公共団体ごとに変わると思いますので、実際にどのような配慮ができるのかというのはその地域地域によって違うのは当然だと思いますけれども、皆様の地方公共団体でも何らかの配慮を御検討いただきたいと考えているところでございます。

それから、ハンドブックの作成・活用も2次計画にございます。各地域でハンドブックを作ってください、活用してくださいという要請です。(スライド20、21参照)

こちらについての数字でございますが、ご覧のとおりです。窓口機能の充実という観点からも、ハンドブック等、非常に有効だと思います。都道府県において作成されているところは管下の市区町村にも是非お広めいただきたいと思っています。

以上、地方公共団体のデータの御紹介になります。本日御紹介した数値は速報値でございます。確定した数値については本年6月半ばぐらいに公表される予定でございます「犯罪被害者白書」で公表となりますので、そちらをご覧くださいいただければと思っております。

続きまして、本年度に行います内閣府の事業について簡単に御紹介いたします。

まず、体制整備の促進事業です。(スライド22参照)毎年、各地の皆さんにお声がけさせていただいております。事業をやりませんかという形で募集しています。都道府県または政令指定都市と共催の形で犯罪被害者支援体制を整備するための事業ということで、具体的には研修事業ですとか体制整備の促進につながるようなモデル的な事業を実施しています。本年度、宮城県、大阪府、和歌山県、沖縄県、それから3つの政令指定都市で実施

するという事で、政令指定都市の皆さんから、多くの希望をいただいたところでございます。

こちらの事業ですけれども、内閣府と一緒にやるということで、かえってやりにくいのではないかとっておられるのか、あるいはそこまでなかなか手が回らないというもあるかもしれません。しかし、非常に意義のあるものだと思っております。もちろん、その地域の取組としても重要でございますし、また、ほかの県に対しての発信という意味でも、モデル事業等は非常に有意義だと思いますので、是非とも皆さん、来年度以降もまた積極的に手を挙げていただければと思っております。また、本年度実施予定の皆様とは、今、企画を詰めさせていただいているところと思っておりますけれども、是非ともよろしく願います。

もう一つが犯罪被害者週間事業でございます。(スライド23参照)11月25日から12月1日が犯罪被害者週間でございまして、本年度も中央イベント、それから共催の形で地方大会を実施する予定です。27年度は京都府と広島県と一緒にやらせていただく予定ですのでよろしくお話ししたいと思います。また、来年以降も犯罪被害者週間事業を実施する予定ですので、地方公共団体の皆さんに手を挙げていただきたいと思っております。

最後でございます。その他の課題ということでちょっと御紹介です。(スライド24参照)海外での犯罪被害者等に対する経済的支援ということで、こちらは去年もお話ししたように記憶しておりますけれども、海外で犯罪被害に遭われた方に対して日本としてどのような支援をするかというお話でございます。

こちらは何で御紹介するかと言いますと、2次計画下での施策についてはおおむね順調に推移していると思っておりますけれども、1つ積み残しになっているのがこの点かなというようなことでございます。検討会の取りまとめというのがありますが、こちらのほうで検討をしました。推進会議でも具体化に向けた取組を進めるということで、与党と連携しつつということになったところでございます。この与党と連携しつつというのは、自民党、公明党でも同じように議員立法を考えていたということからこのような形になっているところで昨年の6月、議員立法で法律案が提出されたところでございます。

この法律案ですけれども、具体的には、海外で殺人等の犯罪で亡くなった方の御遺族にお見舞金として100万円を支給するという法案でございました。しかし、この法案は、昨年の衆議院の解散によりまして一旦廃案になりました。ですけれども、再度の提出に向けて現在検討中でございますので、またこの点につきましても皆様関心を払っていただければと思います。また動きがありましたら、適宜の方法で皆様にお知らせしたいと思っております。

それでは、少々長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。